

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

## 準備書面(11)

2015(平成27)年6月23日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

## 第1 平成27年6月24日付被告第9準備書面（第5の部分）に対する反論

### 1 被告による設置許可基準規則55条等に関する釈明について

被告は、被告第9準備書面の「第5 設置許可基準規則55条等に関する補足」として、原告が原告ら準備書面（8）の第2において釈明を求めた事項について「必要な範囲で補足して説明する」として若干の記述をしている。

しかし、被告の説明は以下の点において釈明の体を為しておらず、はなはだ不十分であり、その姿勢は不誠実であると言わざるを得ない。

### 2 原告による求釈明10項目と、被告による釈明の比較

以下では、原告が行った求釈明の10項目と、それに対する被告の第9準備書面による回答と思われる部分を対照して掲載する。

（原告求釈明）

- （1）福島第一原発1ないし3号機においては、原子炉压力容器内に注水されている1日約400トン（または360トン）の冷却水が、溶融燃料に触れて放射能汚染水となり、格納容器を貫いてタービン建屋に流入し、1日約400トンの地下水と混ざり合っ、結局1日に約800トン（または760トン）の汚染水を生成している。このことは、経産省汚染水処理対策委員会第1回（2013.4.26）に提出された東京電力の資料2-2、7頁及び原子力規制庁の資料2-4、1頁から明らかであるが、この実態については被告も認めるか。

（被告回答）

（なし）

（原告求釈明）

- （2）上記の実態から、福島第一原発では格納容器が破損しており、汚染水の形態での放射性物質を封じ込める機能が喪失していると考えられ、また事実、1号

機や3号機の現場調査によって破損箇所が特定されるに至っている。このように、格納容器が破損して汚染水が流出している現状にあることは認識しているか。

(被告回答)

(なし)

(原告求釈明)

(3) 福島第一原発の現場調査によって特定された格納容器の破損の原因は、明らかにされているか。

原告らは地震動によって破損した可能性が高いと考えているが、被告はその点についてどのように考えているか。

(被告回答)

(なし)

(原告求釈明)

(4) 大飯3・4号機で重大事故が起こったとき、格納容器から外部に放出される放射性物質は気体状に限られることを前提として、それを放水砲で撃ち落とすことになっていると被告第六準備書面で述べている。そのことは設置許可基準規則55条の「解釈」や技術基準に関する規則70条の「解釈」に基づいているとされているが、これは事実か。

その場合、それら「解釈」による「e)海洋への放射性物質の拡散」に関して、放水砲で撃ち落とした放射性物質に限るような説明が被告第六準備書面ではなされているが、その判断はどの法規に基づいているのか、具体的に指摘されたい。

(被告回答)

原子炉格納容器等から大気へ放出される可能性がある放射性物質としては、

気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する固体の微粒子等がある。これらの気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団（プルーム）は、大気中に拡散して移動する。

設置許可基準規則 55 条で要求される放水設備から原子炉建屋等に放水することで、プルームの拡散と移動が妨げられ、気体中に浮遊している粒子状の放射性物質は、水との慣性衝突や乱気流拡散等によって液滴に吸収されて地上に落下するため、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することができる。

このように、同規則 55 条において拡散を抑制することが求められる放射性物質が、気体状のものに限られているわけではない。

（後段・「解釈」の「e」につき放水砲で撃ち落とした放射性物質に限ることの根拠法規についての回答は、なし）

（原告求釈明）

（5）設置許可基準規則 55 条や技術基準に関する規則 70 条では、放射性物質の形態は気体状に限られているわけではなく、拡散を抑制する設備も放水関連に限られているわけではない。

それなのに、それらの「解釈」ではどうして設備が放水関連に限られるのかにつき、その根拠を説明されたい。

（被告回答）

原子炉格納容器等から大気へ放出される可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する固体の微粒子等がある。拡散を抑制すべき放射性物質の形態には粒子状の放射性物質も含み、気体状に限られているわけではない。

「解釈」が「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」として定めた内容の根拠は、以下のとおりである。

ア 気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団（プルーム）は、大気

中に拡散して移動するから、放水設備から原子炉家屋等に放水することで、ブルームの拡散と移動が妨げられる。

気体中に浮遊している粒子状の放射性物質は、水との慣性衝突や乱気流拡散等によって液滴に吸収されて地上に落下する。

以上により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することができる。

イ 地上に落下した放射性物質を含む放水後の水は、発電用原子炉施設内の側溝等を通じて海岸に設置された排水口等から海洋に流出することから、その付近に同規則 55 条で要求されるシルトフェンス等の設備を設置することにより、工場等外への放射性物質の拡散を抑制することができる。

(原告求釈明)

(6) 福島第一原発では、実際に格納容器が破損し、汚染水が流出しているが、このような事態を本件 3, 4 号機の再稼働審査において想定しているか。

仮に汚染水の流出問題について何も取り組む予定がないとの回答である場合、汚染水問題を審査から排除して然るべき安全性の根拠を明らかにされたい。

(被告回答)

(なし)

(原告求釈明)

(7) PWR では、格納容器再循環サンプから配管が格納容器外部に出て、スプレイポンプにつながっているが、この配管が地震等により途中で破損する可能性は絶対はないと考えているか。

福島第一原発の 1 ないし 3 号機で破損した部分の耐震裕度がいくらだったか、すべての破損箇所について数値を明らかにされたい。

(被告回答)

(なし)

(原告求釈明)

(8) 重大事故が発生して溶融炉心が格納容器下部キャビティに落下した状態では、下部キャビティ底のコンクリートが破壊されて汚染水が漏出し、あるいは破壊されなくても汚染水が浸透し、外部に漏出する可能性があると考えられる。

被告はこの点についてどう考えているか。

(被告回答)

(なし)

(原告求釈明)

(9) 福島第一原発のような汚染水と同様の事態が大飯原発で起こった場合、汚染水を貯蔵するタンク群を設置する場所は敷地内のスペースで足りるのか。

(被告回答)

(なし)

(原告求釈明)

(10) 本件大飯3・4号機について、設置許可基準規則55条や技術基準に関する規則70条を適用する際、気体状のもの以外の放射性物質が格納容器の破損により工場等外へ拡散する可能性を認め、その拡散防止策をとるよう電気事業者に求めたことがあるか。また、今後求める予定をしているか。

仮に上記拡散防止策を全く採る予定がない場合、そのようにしない理由は何か。

(被告回答)

(なし)

### 3 被告の不誠実な回答態度

( 1 ) 以上のとおり、被告は、原告からの求釈明 10 項目に対して ( 4 )( 5 ) の 2 項目に相当する回答しかしてきていない。

その 2 項目についても、原告らにおいて「これが回答であろう」と読み取る努力を強いるような、正面から回答しない態度に終始している。

( 2 ) また回答内容について言及すれば、原告らが「気体状の放射性物質」について釈明を求めたのに対して、「気体状に限られず、粒子状のものも対象である」との回答をしたのみで、他には何ら新たな内容の説明はない。

かえって、粒子状の放射性物質について「液滴に吸収されて地上に落下する」と抑制方法を述べているだけで、気体状の放射性物質を放水によりどのように拡散抑制するのかについての説明がない。

( 3 ) 被告は申し訳のように、

「なお、本件各原子炉施設の同規則 55 条及び技術基準規則 70 条に対する適合性については、原子力規制委員会において正に審査中であるから、これが終了していない時点において、直ちに完結した主張を行うことは困難であり、同委員会における審査の状況を踏まえつつ、必要に応じて反論等を行う予定である」( 31 頁 )

と述べているが、これがどの項目に該当する回答の留保を意味するのも鮮明ではない。

かえって、原告の求釈明事項の ( 1 )( 2 )( 3 )( 6 )( 7 ) は、被告が福島第一原発事故の実態をどう把握しているかという、新審査基準策定の前提となったはずの事実関係について質問しているものである。本件各原子炉施設の審査が未了であることは、回答に何ら影響するものではない。

#### 4 再度の求釈明

この被告の回答姿勢からすれば、被告は、原告からの汚染水問題に関する求釈明事項にまともに答える意思がないとしか思われぬ。

被告は、原告からの求釈明事項 10 項目に対する回答書を次回期日の相当前に必ず提出されたい。

## 5 求釈明事項の追加

求釈明事項（5）について、放水設備及びシルトフェンス等の有用性につき、さらに以下の点の釈明を求める。

### 求釈明事項（5）の2

被告は、設置許可基準規則 55 条及び技術基準規則 70 条において、放射性物質拡散抑制の対象には、原子炉格納容器が破損して汚染水として放射性物質が外部に流出拡散した場合の汚染水は、想定されていないと解釈しているのか。

もし、そうであればその根拠を明らかにされたい。

加えて、気体状又は粒子状の放射性物質を放水砲で撃ち落とす場合、その何割程度を抑制できるのか、根拠となる実験があればその資料とともに明らかにされたい。また、放水砲で「液滴に吸収」とあるがどのような機序で吸収されるのか説明されたい

同じく、シルトフェンス等では地上に落下した放射性物質を含む放水後の水が排水口等から海洋に流出したのを何割程度抑制できるのか、その根拠とともに明らかにされたい。

以上